

緑の市民委員会の概要

1. 生駒市緑の基本計画

本市では、平成16年度に「生駒市緑の基本計画」を市民参画のもとでとりまとめました。

この計画は、都市緑地法に基づく法定計画で、「緑に関する総合計画」とも言われ、市民が今後も緑豊かな都市環境のもとで生活し、次世代にも引き継ぐために、おおむね20年間に市民、事業者、行政が協働で取り組むべき指針としてまとめたものです。そして、本計画では、自然的な緑の環境の「保全」に加え、魅力的な緑の都市環境を「創造」し、それら「保全」「創造」によって生まれる良好な緑の都市環境形成を目標（花と緑と自然の先端都市・生駒の実現）としています。

また、この計画が対象とする「緑」は、公園緑地や公共施設の緑だけでなく、民有地も含んだ、山や河川から身近な庭先までのあらゆる「緑」です。

2. 緑の市民委員会の設置目的

（“市民まちづくり”と市民委員会－目的1）

「生駒市緑の基本計画」に掲げる「“花と緑と自然の先端都市・生駒”実現への取り組み」（以下、「緑化推進」という）の対象領域は、大半が民有地です。このため、市民、事業者等の主体的な緑化推進への取り組みが欠かせません。市内各所で行われている市民の自主的な“花と緑と自然のまちづくり”の一層の活発化に向け、市も適切に支援・連携する必要があります。そのためには、市民の緑化の考え方（提案）などを市民の立場で整理し、行政と話し合う公的な機関として、この度、『生駒市緑の市民委員会』（以下、「市民委員会」という。）を設置しました。

（緑化推進の行政施策と市民委員会－目的2）

行政が推進する「公共事業における緑の環境づくり」「緑の市民まちづくりに関する支援施策」などが適正かどうかの確認や施策の推進管理は今まで行政内部で行ってきました。市民・行政の協働が基本となる今日は市民の視点が必要です。このため、「市民委員会」に、行政からの緑関連施策（案）を具体的に検討し、それらの推進状況の確認や、さらなる適正化に向けた処置などを確認する役割を担っていただき、施策の一層の質の向上と運用の適正化を目指します

3. 今日までの経過

本市では、平成16年度秋に緑の基本計画を策定した後、計画策定に携わって頂いた皆さんと共に「生駒市緑の基本計画推進懇話会」を設置し、「花と緑の自然のまちづくり」の推進を図り、基本計画で定める組織づくりを主として行い、市民の緑のまちづくりのネットワーク化を図り、花と緑と自然のまちづくりを目指す市民組織である「花好き・自然好き市民交流サロン」の開設の支援をしました。また、懇話会をより発展させ、先の2つの目的を達成するため組織の必要性から「緑の市民委員会」の設置に至りました。

4. 緑の市民委員会の位置づけ

「緑の市民委員会設置要綱」に基づき意見や提案を聞かせて頂く公的な機関です。また、緑の市民委員会での意見や提案については、他の部局とも密接に関連する提案等については、庁内で組織する「花と緑と自然の先端都市庁内推進委員会」に提案させて頂くこととなります。

5. 緑の市民委員会委員構成（別紙名簿参照）

- ① 計画策定と推進の中心となった「緑の基本計画推進懇話会」メンバーから6人
- ② 「花好き・自然好き市民サロン」等 メンバーから5人
- ③ 緑の推進に関心を持つ公募市民6人
- ④ 学識経験者 2人

6. 市民委員会の開催

- 定例市民委員会は年3回の開催を標準とします。
- 当面は事務局からの案件も多数あるため、多めの開催を予定しています。

7. 緑の市民委員会の役割イメージ

